

# 〈公的研究費等の運営・管理における責任体制図〉

国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則第4条～第6条  
(制定平成27年1月26日 機構規則第121号)

最高管理責任者  
理事長

公的研究費等の適正な運営及び管理について機構を統括する権限を有するとともに最終責任を負う。

総括管理責任者  
総務担当理事

## 機構全体の具体的対策を策定・実施

最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の適正な運営及び管理並びにそれらに関するコンプライアンス教育について実質的に機構を統括する権限と責任を有する

コンプライアンス推進責任者  
校長

## 木更津工業高等専門学校

当該学校(本部を含む)における公的研究費等の適正な運営及び管理並びにそれらに関するコンプライアンス教育について統括する権限と責任を有する

## 学科等のレベルで実効性を確保する役割

コンプライアンス推進副責任者

学系主任、事務部長、教育研究支援センター長

コンプライアンス推進責任者を補佐する